

令和2年度 調布市立布田小学校「学校いじめ防止対策基本方針」

- 〇いじめ防止に関する法令等**
- ・日本国憲法・教育基本法
 - ・学校教育法
 - ・いじめ防止対策推進法
 - ・東京都いじめ防止対策推進条例
 - ・東京都いじめ防止対策推進基本方針
 - ・東京都教育委員会いじめ総合対策
 - ・調布市子ども条例
 - ・調布市教育委員会教育目標及び基本方針
 - ・調布市教育委員会いじめ防止対策委員会設置要領
 - ・調布市教育委員会いじめ防止対策連絡協議会設置要領
 - ・調布市いじめ撲滅の手引き

目指す児童像

- 〇命の重さを深く自覚し、互いを思いやる子
- 〇規範意識をもち、自分の考えをもって行動できる子

- 〇目標策定の方針**
- 児童の実態
- ・明るく、素直な児童が多く、教師の話を目に受け止める。遅れがちな子にも優しく接する児童が多い。
- 保護者の願い
- ・子供が安心・安全に通える学校。子供の学力、生活力を伸ばせる学校。
- 地域の願い
- ・地域の中で成長し、共に楽しく協力し合える子供。

いじめ防止等に関する学校の目標

- ・全ての児童が安全で且つ安心して学校生活を送れるよう、児童相互ならびに教職員との信頼関係を構築し、規律正しい集団づくりを進める。その中で、「いじめは絶対に許されない」という認識を徹底させる。
- ・校長を中心としたいじめ対応組織を校内に設け、家庭・地域とも連携する。

いじめの未然防止・早期発見のために

- 教職員の指導力の向上**
- ①いじめに関する研修の実施
- ・教職員に対する校内研修を年3回実施する。
 - ・人権教育プログラムや調布市いじめ撲滅の手引き等の資料を活用する。
- ②人権教育推進委員会の充実
- ・人権推進委員会を年3回実施する。
 - ・人権ニュースならびに人権教育指導啓発資料を全職員に配布し、人権に対する意識を高めると共に、最新の情報を周知徹底する。
- 〇学校の組織的対応**
- ①いじめ防止対策委員会の設置、保護者への周知
- ②全職員による情報共有
- ③学習規律の統一、徹底

- 【未然防止】いじめを生まない、許さない学校づくり**
(校長、副校長、生活指導主任、養護、学年主任、担任、専科、スクールカウンセラー)
- ・「いじめ防止対策委員会」を設置し、ホームページ、学校便りで保護者に周知する。
 - ・校長を中心として生活指導主任・学年主任で形成されたいじめ防止対策委員会を設ける。生活指導部が中心となり、週に1回の情報交換、生活指導主任会での情報の伝達を行い、校内の共通理解、指導の充実を図る。(全教職員の共通理解、意図的・計画的に取り組む。)
 - ・月1回の特別支援校内委員会並びに各学期1回の教育相談会、職員会議終了後、児童の情報を共有し、対応を考える。
 - ・学級担任、養護教諭、生活指導主任、スクールカウンセラーは、日頃から子供の様子に気を配り、些細なことでも子供の話を聞き、いじめを見逃さないという姿勢を示すようにする。
 - ・児童にいじめについて主体的に考える機会を定期的に設け、「いじめは絶対に許されない」ことを自覚する態度の育成を図る。
 - ・携帯電話、通信機能付きゲーム機、SNS等におけるトラブルを未然に防ぐため、外部機関を活用した情報モラル教育の推進と保護者へ啓発を積極的に行う。
- 【早期発見】いじめを直ちに発見できる学校づくり**
- ・全職員による校内巡回などを通じた子供の見守りを強化する。
 - ・毎学期、いじめ防止アンケートや聞き取りなどを行う。また、いじめ相談窓口を設置する。
 - ・スクールカウンセラーによる小学校第5学年児童全員の面談を実施し、いじめの早期発見に努める。
 - ・いじめ防止対策委員会は、学校全体の様子を把握するとともに、いじめの兆候が見られた際は、いじめ対策委員会を設置し、すぐに担任、学年と共に対応し解決に努める。

- 〇スクールカウンセラーとの連携**
- 毎月、特別支援校内委員会を設け、児童の実態把握やケアの取組内容、情報交換、児童への対応等を話し合う。
- 〇5年生との全員面談実施

- 〇保護者・地域との連携**
- 健全育成委員会・地区協議会等の行事への参加の呼び掛け
- ・児童の実態の共有

- 重大事案への対応**
- ①教育委員会へ報告し、教育委員会が設置する組織との連携・協力を図る。
 - ②被害の児童・生徒への緊急避難措置の検討、実施
 - ③加害の児童・生徒への懲戒や出席停止の検討
 - ④警察や児相等との連携
 - ⑤緊急保護者会の開催

具体的ないじめへの対応（早期発見、重大事態への対応）

生活指導主任会報告内容（いじめを認知し、学校で組織的に対応する場合）			
<p>①実態把握の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎週生活指導朝会で、児童の実態を共有する。 ・些細なことであっても変化を見つけたら、学年で共有し、管理職、生活指導主任にも報告する。 ・専科教諭、養護教諭、事務・技能主事と連携を図る。 ・保護者からの相談を積極的に受け入れる。 	<p>②指導・支援の基本姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校長・副校長・主幹・生活指導部でいじめ対策委員会を構成（校長、副校長、生活指導主任、養護、学年主任、担任、専科、スクールカウンセラー）。いじめが起きた場合は、該当学年、スクールカウンセラーを含めいじめへの対応に当たる。 ・被害児童、加害児童の聞き取りと学級児童への聞き取りを並行して行う。保護者を含めて話し合いをする。 	<p>③＜被害児童の支援＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 〇いじめられたことによって傷つけられた自尊心を保護し、高められるような働きかけをする。 ・安心して通えるような場づくり ・プライバシーの保護と情報提供 <p>＜加害児童の指導＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 〇保護者と連携して指導をし、継続的に保護者と連絡を取り、助言する。 ・相手への謝罪とともに自尊感情への配慮。 ・行為の責任の自覚を促す。 	<p>④＜組織的な観察の継続＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者、関係機関との情報共有・連携継続

生活指導主任会報告内容（教育委員会や関係機関と対応する場合）

連携機関⇒（調布市教育委員会いじめ対策委員会、教育相談所、子ども家庭支援センターすこやか、多摩児童相談所、調布警察署等）

また、必要に応じ調布市顧問弁護士、調布警察署、保護司会、多摩児童相談所等を第三者からの委員として依頼し、問題の早期解決を図る。

年間指導計画												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
各教科 通年	国語・・・正しい言葉遣い。言葉で伝えあう大切さ。社会・・・様々な人で社会が構成されていること。算数・・・友達の考えのよさに気付く。理科・・・生命の尊さ、不思議さに気付く。音楽・・・声を合わせる。旋律を聞きあう。図工・・・友達の作品のよさを認め合う。											
生活指導	布田小のきまり確認 ふれあい月間 心のアンケート			ふれあい月間 心のアンケート			ふれあい月間 心のアンケート			ふれあい月間		
	各学級支援児童の共通理解 あいさつ運動 いじめ防止アンケート			あいさつ運動 いじめ防止アンケート			あいさつ運動 いじめ防止アンケート			あいさつ運動		
	各学年による正門でのあいさつ運動（通年）セーフティ教室 情報モラル教育			いじめ標語			いじめ防止アンケート					
学校行事	入学式・始業式遠足		八ヶ岳移動教室		日光移動教室		道徳授業地区公開講座		いのちと心の教育月間		卒業式	
	防災教育の日 運動会						学習発表会					
特別活動	集団生活のルール 縦割り遊び（通年）				募金集会				六年生を送る会			
	一年生を迎える会								奉仕活動			
道徳 通年	個性伸長 友情 自由・自律 生命尊重 自然愛				役割・責任 自然愛 謙虚・寛容 国際理解 公正公平・正義				希望・勇気・努力			
	いじめ				いじめ							
家庭・地域	保護者会		個人面談		保護者会		地域教育懇談会		(耐寒マラソン) 保護者会			
	あいさつ運動 盆踊り						地域運動会 あいさつ運動					